

令和2年度 事業計画

I 基本方針

地域コミュニティはこれまで、自治会などを含む地縁団体が主な担い手となってきたが、社会経済環境の変化により、地域の中で特定目的を有する多様な団体が形成され、地縁団体と併存している。これら団体には、交通手段や情報通信手段の発展により地域限定ではなく、排他性の小さいものも現れている。これに対し、地縁団体としての地域コミュニティは、このまま放置すると、都市部、中間地域又は過疎地でそれぞれ異なる原因により、衰退の方向に向かう懸念があるとされている。生活に対する相互支援、伝統文化等の維持、まちづくり、防災等の地域課題への対応等、これまで果たしてきた機能が失われていくのではないかと、この危惧が生まれてきているのである。

これら地域コミュニティの一翼を担っている老人クラブも全国的に会員の減少が続く中、県老連は、全老連の「100万人会員増強運動」と軌を一にした「輝け、わかやま！会員10万人運動」を展開したものの5年間で1万4千人（16%）の会員減少という結果となってしまった。

会員減少のもたらすものは、活動の不活性化に加え、会費収入の減少、行政の人的・金銭的支援の縮小であり、これらがさらに活動を衰退させていく負のスパイラルである。また、会員減少は、上位組織の財政を圧迫し、その存立自体をも危うくしていく。

この状況に対し、わが国において急速な少子高齢化や人口減少が進む中、地域では支援を必要とする高齢者が増加しており、私たち老人クラブにはこれまでの活動実績から、地域高齢者の生活支援の担い手としての役割が期待されている。

ずっと取り組んでいる健康づくり・介護予防活動、友愛活動、ボランティア活動などの地域貢献活動は、自らの健康維持の役割を果たすとともに、生きがいを与えてくれている。多様な価値観、薄い地域帰属意識、役員や世話役の忌避、特定目的の活動集団を志向するなどの傾向があるとされる若い高齢者を老人クラブ活動に取り込むことにより、彼らとともに健康や友人とのつながり、そして生きがいを共有していく。それに、彼らの持つICTへの知識、経験は、老人クラブ活動をより活性化するはずである。そのためには、老人クラブは、新たな理念、活動をもって、その良さを地域住民にこれまで以上にアピールしていかなければならない。

このような視点から令和2年度の重点事項を定め、市町村老連、そして単位老人クラブを支援するため、種々の事業を実施していくこととする。

II 重点事項

1 老人クラブ会員増強運動の推進

- (1) 「県老連全体で会員を増加させる」を目標に、会員増強対策基本方針に基づく事業を展開
- (2) 老人クラブ活性化の推進

2 在宅福祉を支える友愛活動の推進

- (1) 友愛活動（声掛け、サロン、生活支援等）への積極的な取組
- (2) 各市町村でスタートした新地域支援事業への参画
- (3) 健康づくり及び介護予防活動の地域での展開

III 事業実施計画

1 老人クラブ会員増強運動の推進

- (1) 会員増強対策基本方針に基づく事業の展開
 - ① 加入促進月間（9月）の一斉活動実施
 - ② 県老連会員増強促進委員会の開催
 - ③ 郡市町村老連会員加入増強促進研修会の開催
 - ④ 会員加入増強等老人クラブ顕彰の実施
 - ⑤ 新規入会勧誘パンフレットを活用した勧誘活動の展開
- (2) 老人クラブ活性化の推進
 - ① 若手会員及び女性会員の老人クラブ活動への参画促進とリーダーの養成
 - ② 団塊の世代等若手会員の加入促進
 - ③ 魅力ある老人クラブ活動の企画立案

2 在宅福祉を支える友愛活動の推進

- ① 高齢者相互支援研修会の開催
- ② 関係セミナーへの参加
- ③ 活動事例の紹介
- ④ 新地域支援事業への参画

3 健康づくり・介護予防のための事業の推進

- ① 健康づくりリーダー養成講座の実施
- ② 体力測定員養成講座の実施
- ③ 郡市ふれあいスポーツフェスティバル開催への支援
- ④ 健康ウォーキングの推進
- ⑤ 健康づくり推進員の登録と活用推進

4 「老人の日・老人週間」の取り組み

老人の日（9月15日）と老人週間（9月15日～21日）に、全国一斉「社会奉仕の日」（9月20日）の活動をはじめ、「仲間と集い、高齢者の元気な姿を示そう！」をスローガンに、市町村老連と連携して取り組む。

- (1) 啓発ポスターの作成配布
- (2) 長寿新百歳への慶祝を行う。
- (3) 全国一斉「社会奉仕の日」には、地域団体や地域住民と協力しつつ、様々なボランティア活動に取り組み、老人クラブの活動を地域にアピールする。

5 老人クラブリーダーの指導育成

系統的な研修事業を通してリーダーの育成をはかるため、各種研修会への参画機会を確保する。

- ① 市町村単位老人クラブリーダー研修会（紀北地区、紀南地区）の開催
- ② 老人クラブ人権・同和研修会（紀南地区）の開催
- ③ 市町村老人クラブ女性リーダー研修会の開催
- ④ 全老連主催の高齢者の健康づくり生活支援セミナーへの参加

6 女性部会の活動充実

- ① 女性リーダー研修会の実施
- ② 女性リーダー相互の情報共有

7 広報活動の推進

- (1) 機関紙「ときめき」の発行（9月30日及び3月31日の年2回）
- (2) 老人の日・老人週間・社会奉仕の日の活動実践についての啓発
- (3) 老人福祉及び関連行事等のポスターの配布
- (4) 地域の安全・安心を支える啓発活動の実施
- (5) 老人クラブ会員加入促進月間（9月）における広報・啓発活動の充実強化

8 福利厚生等の普及促進

- (1) 県老人クラブ傷害保険の組織的な普及促進
- (2) 全国老人クラブ傷害保険の普及促進
- (3) 福利厚生事業（ゆったりカード）会員の加入促進と契約施設の拡充
- (4) 老人クラブ会員章、手帳、日誌及び会計簿の普及促進
- (5) 高齢者福祉に関するビデオ及び紙芝居の貸出し並びに優良図書の斡旋、懐かしの愛唱歌集等の販売促進

9 法人組織の運営

- (1) 役員会の開催（①理事会、②評議員会、③監事会、④会長、副会長会議）
- (2) 部会の開催（①女性部会、②保健・体育部会）
- (3) 郡市町村老人クラブ連合会会長・事務局長会議及び事務担当者会議の開催
- (4) 老人クラブ育成功労、優良老人クラブ及び模範老人及び敬老篤行者への表彰等の実施

10 公益目的支出計画に基づいた事業の実施

公益目的支出計画に基づき、高齢者福祉に関する所定の事業を実施する。

11 行政及び関係機関、団体等との連携

- (1) 全国老人クラブ連合会及び近畿老人クラブ連絡協議会との連携
- (2) 行政及び関係機関、団体等との連携
- (3) 交通事故をなくする県民運動推進協議会への参加と協力